

改正景品表示法に関する説明会

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成26年法律第118号)により、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に、不当な表示による顧客の誘引を防止するため課徴金制度が導入されます。

大阪府では、この改正に伴い導入される課徴金制度をはじめ、改正景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

と き 平成 28 年 2 月 9 日 (火) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分

と ころ 大阪赤十字会館 301会議室
大阪市中央区大手前2-1-7
※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅
(3番出口徒歩5分)
※京阪電車「天満橋」駅(徒歩7分)



定 員 150名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で事業を行っている事業者
及び団体

講 師 消費者庁担当職員

内 容 改正景品表示法に関する解説
「課徴金制度」について
「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置」について 等

申込方法 ■インターネット(電子申請)をご利用の場合
申込期間 【平成28年1月15日(金)午後5時登録分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス からお申込みください。
[電子申請URL]

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukid=2015110026>

下線部よみ(ティー・イー・ティー・ユー・ディー・ユー・ケイ・アイ・アイ(大文字)・ディー)

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

[申込み先]

□郵送【平成28年1月15日(金)到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階

大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【平成28年1月15日(金)午後5時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

※電話による申し込みの受付は行いません

主 催 大阪府

[問い合わせ先]大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)

